

# 城川ダム操作規則

## 第1章 総 則

### (趣 旨)

第1条 城川ダム(以下「ダム」という。)の操作については、この規則の定めるところによる。

### (ダムの用途)

第2条 ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び水道用水の供給をその用途とする。

## 第2章 貯水池の水位等

### (洪 水)

第3条 この規則において「洪水」とは、流水の貯水池への流入量(以下「流入量」という。)が毎秒8立方メートル以上である場合における当該流水をいう。

### (水 位)

第4条 貯水池の水位は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

### (常時満水位)

第5条 貯水池の常時満水位は、標高271.4メートルとする。

### (サーチャージ水位)

第6条 貯水池のサーチャージ水位は、標高277.4メートルとする。

## 第3章 貯水池の用途別利用

### (洪水調節等のための利用)

第7条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高271.4メートルから標高277.4メートルまでの容量22万7,000立方メートルを利用して行うものとする。

### (流水の正常な機能の維持のための利用)

第8条 流水の正常な機能の維持は、標高269.1メートルから標高271.4メートルまでの容量42,000立方メートルのうち最大3万6,000立方メートルを利用して行うものとする。

### (水道用水の供給のための利用)

第9条 水道用水の供給は、標高269.1メートルから標高271.4メートルまでの容量4万2,000立方メートルのうち最大6,000立方メートルを利用して行うものとする。

## 第4章 洪水調節等

### (洪水警戒体制)

第10条 十日町地域振興局長(以下「局長」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合に

おいては、洪水警戒体制をとらなければならない。

- (1) 新潟地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。
- (2) 前項に掲げるもののほか、細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第 11 条 局長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 新潟県土木部河川管理課、北陸地方整備局その他の細則で定める関係機関(以下「関係機関」という。)との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置。

(洪水調節等)

第 12 条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第 13 条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第 14 条 局長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認められる場合には、これを解除しなければならない。

## 第 5 章 貯留された流水の放流

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

第 15 条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、放流管から放流を行うことができる。

- (1) 第 20 条の規定により、ダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由がある場合で細則で定めるとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当する場合の放流量の限度は、毎秒 1.0 立方メートルとする。

(放流の原則)

第 16 条 局長は、放流管から放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないよう努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第 17 条 局長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認められる場合には、ダム地点において別表に掲げる水量を確保できるように、ダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

(放流に関する通知等)

第 18 条 局長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるための必要な措置をとらなければならない。

(バルブの操作)

第 19 条 放流管から放流を行う場合のバルブの操作については、細則で定める。

## 第 6 章 計測、点検及び整備等

(計測、点検及び整備)

第 20 条 局長は、ダム本体、貯水池、ダムに係る施設等を常に良好に保つため、細則で定めるところにより、必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

(観 測)

第 21 条 局長は、ダムを操作するため、細則で定めるところにより、必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記 録)

第 22 条 局長は、バルブ等を操作し、第 20 条の規定による計測、点検及び整備を行い、若しくは前条の規定による観測を行ったとき、又はダム本体、貯水池、ダムに係る施設等に被害があったときは、細則で定める事項を記録しておかななければならない。

## 第 7 章 雑 則

(施行細則)

第 23 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続その他の事項は、別に細則で定める。

附 則

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

別表(第17条関係)

機 関	水 量
5月3日から9月15日まで	0.031m <sup>3</sup> /秒
9月16日から5月2日まで	0.030m <sup>3</sup> /秒